

ベトナムの地方制度と地方分権の動向

日本都市センター 特任研究員 吉澤 佑葵

ドイモイ以降のベトナムにおいて、地方行政の改革は重要な政策課題である。著しい経済発展にともなう都市問題や環境問題などに対応するには、地方政府への権限移譲や裁量拡大、政策能力向上が求められる。しかし、社会主義国家であるベトナムにおいて、地方分権の推進は「民主集中制の原則」との親和性の問題に直面せざるを得ない。そうした中で実施されてきたのが、「行政改革としての地方分権」である。特に2013年憲法の制定以降は、中央政府からの権限移譲にくわえて、地方政府の合理化や再編が積極的にすすめられている。地方分権をすすめつつ、中央政府の政策や方針を各地方レベルまで貫徹するためには、制度的に国の機関とはいえ、地方政府の効率的な政策実施が求められるのである。

1 はじめに

ベトナムは、1980年代後半から急速な経済発展を遂げてきた。その原動力となっているのは、1986年からすすめられてきた「ドイモイ (Đổi mới)」と呼ばれる改革である。この改革は、政治・経済・社会などのあらゆる分野を対象としたものであるが、なかでも中央集権的な計画経済から市場経済システムへの転換に重きを置いていた(齋藤・佐藤 1998: 225-227)。その成果は、経済成長率に表れている。ドイモイ開始以前の1986年、ベトナムの経済成長率は3.4%に留まっていた。1990年代に入ると5%を超える経済成長を続け、1995年には9.5%という高成長率を記録するにいたった。以降も経済成長は継続しており、2023年においても5.0%の成長率を維持している¹。

著しい経済発展は、地域に多くの恩恵をもたらしてきたが、さまざまな課題も顕在化させている。都市インフラ(交通、住宅、上下水道、廃棄物処理等)整備の遅れや、工業化・都市化の進展による環境問題など、その内容は住民生活に直結するものが多い。今日、ベトナムで地方分権や行政改革が重要な政策課題となっているのは、地方政府が経済発展を促進

すると同時に、こうした課題解決の役割を果たすことが求められているためであろう。

他方で、日本の行政学・地方自治論の分野でベトナムの地方(自治)制度や地方分権に焦点を当てた先行研究は、必ずしも多くない。その最大の理由は、政治体制の違いにあると思われる。広く知られているとおり、ベトナムは、共産党一党指導の下にある社会主義国家であり、「民主集中制の原則」が採用されている。この原則は、「下部の徹底な民主的討論を保障し、その結論は上部の決定に反映され(中略)、上部が一度決定したものは、下部はそれを最大限尊重する」(坪井 2002: 118)というものである。民主集中制の下での政治体制は中央集権的であり、地方政府に対する中央政府の統制も強くなる。ベトナムには地方自治という概念がない(遠藤 2005: 161)と言われる所以である。こうした体制が、住民自治と団体自治を基本とする日本の地方自治制度とは親和性が低いと考えられてきたのであろう²。

そこで本稿は、まずベトナムの地方制度について概観する。そのうえで、これまでの地方分権の動向に焦点を当て、その特徴を論じたい。地方分権には、

1 IMFホームページ「World Economic Outlook Database, October 2024」(<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2024/October>)を参照(最終閲覧日: 2024年12月20日)。

2 その他、ベトナムの地方制度や実態に関する情報の公開が十分でないという要因も指摘されている(野本 2000: 250)。

政治改革、税・財政改革などさまざまな側面があるが、ベトナムにおける地方分権は、行政改革としての色彩が強い。国の機関たる地方政府の行政合理化・効率化を課題とすることで、地方分権をすすめながら国家政策の統一的な実施の確保を図っているのである。

2 中央集権的なベトナムの地方制度

(1) 3層制の地方政府体系³

はじめに、今日のベトナムにおける地方制度を概観しておきたい。現代の多くの国家では、中央政府を含めると2～4層制の政府体系を採用しているところが多い。国土を地域的に分割し、それぞれに政府を置くことで地方統治をおこなうのが現代国家の特色であり、ベトナムもその例外ではない。

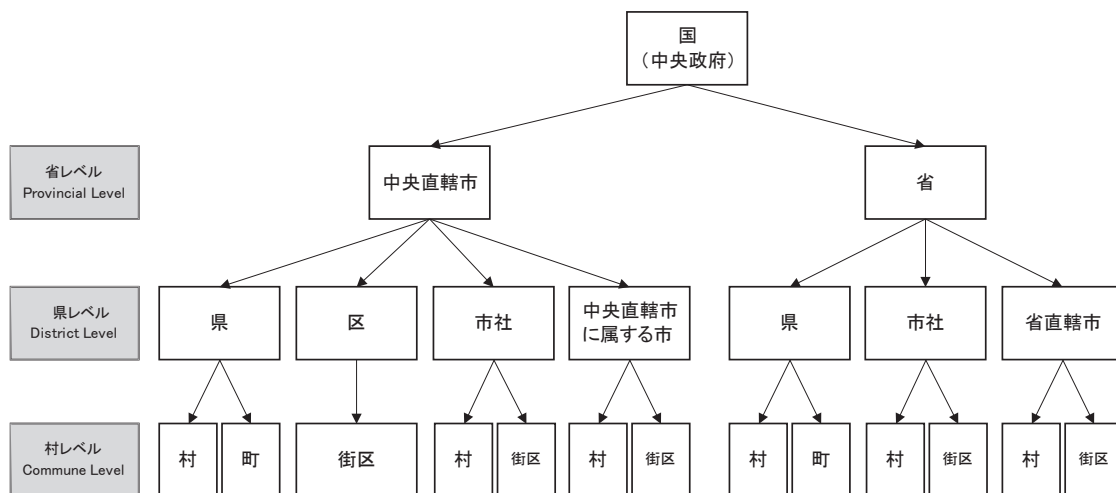
ベトナム社会主義共和国 2013 年憲法(以下、「2013 年憲法」という。)によれば、ベトナムの地方政府体系は3層で構成されている(2013 年憲法 110 条; 地方政権組織法 2 条⁴; 図 2-1)。その特徴は、3つのレベルの地方政府間に、明確な上下関係が存在す

るところにある(2013 年憲法 112 条 1 項⁵)。ベトナムの地方政府は「自治体」というよりも、国の地方機関としての性格が強い。こうした地方政府の位置づけと「民主集中の原則」(2013 年憲法 8 条 1 項; 地方政権組織法 5 条 1 項)の論理的帰結が、政府間の階統制である。

3つのレベルの地方政府のうち、最も広域で上位にあるのが「中央直轄市(Thành phố trực thuộc trung ương)」と「省(Tỉnh)」である(省レベル; Provincial Level)。かつての 1946 年憲法では、省レベルの上に「圻(Kỳ)」という地方行政単位が置かれていた。圻は、ベトナム北部・中部・南部に対応して「北圻」「中圻」「南圻」の3つが存在していたが(石塚 2020: 45)、1959 年憲法以降は基本的に3層制が採用されてきた。

中央直轄市は、中央政府の管轄を直接受ける都市(都市行政単位)であり、人口規模が 100 万人以上、自然面積が 1,500km² 以上等の要件がある⁶。2025 年 1 月 1 日時点で、ベトナム全土には 6 つの中央直轄市(ハノイ市、ホーチミン市、ダナン市、ハイフォ

図 2-1 ベトナムの政府体系



出典：独立行政法人国際協力機構 (JICA) 提供資料を一部修正

- 3 今村都南雄は、「政府体系」という概念枠組みを「政府と民間、国と地方、政治と行政という3つの関係領域の複合的關係」(今村 1995: 5)と定義している。本稿では、そのなかでも主に国と地方、および地方間の関係に焦点を当てており、「多層的な政府の編成のあり方」(磯崎・金井・伊藤2020: 18)という意味で「政府体系」という概念を用いている。
- 4 国際協力機構 (JICA) ホームページ「ベトナム六法」(https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/vietnam/1547531_2071.html)を参照(最終閲覧日:2024年10月28日)。以下、特に記載のない限り、ベトナムの法令は当該ホームページを参照している。
- 5 2013年憲法112条1項は、「地方政権は、地方における憲法及び法令の施行を組織し、保証する;法律が定める地方の各問題を決定する;上級の国の機関の検査、監察に服する」と規定している。
- 6 国会常務委員会「第1211/2016/UBTVQH13号決議」(2016年5月25日)および「第27/2022/UBTVQH15号決議」(2022年9月21日)を参照。

ン市、カントー市、フエ市⁷⁾と57の省(農村行政単位)が置かれている。

中央直轄市は、さらに「県(Huyện)」、「区(Quận)」、「市社(Thị xã)」⁸⁾、および「中央直轄市に属する市(Thành phố thuộc thành phố trực thuộc trung ương)」にそれぞれ区分される。省には、「県(Huyện)」、「市社(Thị xã)」および「省直轄市(Thành phố thuộc Tỉnh)」が置かれており、これらが県レベル(District Level)に該当する。なお、県は農村行政単位であり、区、市社、中央直轄市に属する市、および省直轄市は都市行政単位である。

そして、住民に最も身近な村レベル(Commune Level)の地方政府は、「村(Xã)」、「街区(Phường)」、および「町(Thị trấn)」である。村は農村行政単位であり、街区と町は都市行政単位に分類される。具体的には、県の下に村と町が、区の下には街区が、市社の下には村と街区が置かれている。

(2) 地方政府の統治構造と「二重の従属」

次に、各レベルの統治機構に目を向けてみよう。それぞれの地方政府には、日本の自治体議会に相当する「人民評議会」と、人民評議会の執行機関である「人民委員会」が設置される(2013年憲法111条2項; 地方政権組織法4条1項)。ただし、これらは「特徴に応じて組織される」(Dam 2024: 60-61)とされており、人民評議会と人民委員会のあり方に含みを残した規定となっている(石塚 2020: 44)。

人民評議会の議員は住民が直接選挙し、普通選挙、平等選挙、直接選挙、秘密選挙の原則が採用されている(2013年憲法7条1項)。18歳以上の住民には選挙権があり、21歳以上に被選挙権が与えられている(2013年憲法27条)。

人民評議会議員選挙は、国会選挙と連動して原則5年に1度実施される。組織された人民評議会は、

議員の中から人民評議会議長、副議長、および常務委員を選出する。人民評議会議員選挙では1989年から独立候補が許可されているものの、「実際には共産党員もしくはそのシンパの人々しか立候補しないしできない」という⁹⁾(坪井 2002: 187)。こうした実態が、「国家と社会の指導勢力」(2013年憲法4条1項)であるベトナム共産党の地方統治を支えている。

「人民の意思、願望及び主人権を代表」する人民評議会は、同時に「地方における国の権力機関」であることが憲法で明記されている(2013年憲法113条1項)。人民評議会は、住民に対して責任を負うとともに、上位レベルの国の機関(国会常務委員会と上位レベルの人民評議会)に対しても責任を負うのである(自治体国際化協会 2022: 30)。そのうえで、人民評議会には、①法律が定める地方の各問題を決定する、②地方における憲法・法令を遵守する、③人民評議会議決の実施を監察する、という役割を担うことが想定されている。

人民評議会が日本の自治体議会に相当するのに対して、執行機関としての役割を果たすのが、人民委員会である。人民委員会は、人民評議会により選出される執行機関であり、人民委員会委員長、副委員長、および各委員で構成される。原則、人民委員会委員長は人民評議会議員でなければならないが、副委員長と各委員は必ずしも人民評議会議員である必要はない(地方政権組織法83条3~4項)。

こうして組織された人民委員会には、①地方における憲法・法令の施行を組織する、②人民評議会議決の実施と上位レベルの国の機関から委ねられた任務を実施する、という役割が憲法に規定されている(2013年憲法114条2項)。なお、人民委員会委員長は、日本でいう首長(知事や市区町村長)に相当する。

人民委員会は、人民評議会の執行機関であるが、

7 2025年1月1日、トゥアティエン・フエ省が中央直轄市「フエ市」となった。なお、2024年8月22日にベトナム政府より発表された「国家都市・農村システム計画2021-2030年、2050年までの展望」に関する決定(第891/QĐ-TTg号)では、トゥアティエン・フエ省のほかにも7つの省(カインホア、バックニン、バリア・ブンタウ、クアンニン、ニンビン、ハイズオン、ビンズオン)が中央直轄市に昇格する方向で計画されている。VietBizホームページ「ベトナム政府は、ベトナムの5つの都市を中央直轄都市に認定予定」(https://vietbiz.jp/vn_urban-development_240909/)を参照(最終閲覧日: 2025年1月6日)。

8 2024年12月現在、中央直轄市の下にある「市社(Thị xã)」は、ハノイ市のソントイ市社(Thị xã Sơn Tây)のみである。

9 国会議員・人民評議会議員選挙の候補者推薦や選挙事務を担ううえで、重要な役割を果たしているのが「ベトナム祖国戦線」である。この組織は、もともと抗仏・抗米戦争中に「民族解放統一戦線」として、ベトナム独立・統一のために活動した共産党のフロント組織である。南北統一後に現在の名称に改められ、憲法にも規定された共産党一党支配を支える重要な政治基盤となっている(齋藤・佐藤 1998: 233-234)。

同時に「地方における国の行政機関」である（2013年憲法114条1項）。その帰結として、人民委員会は選出元となる人民評議会だけでなく、上位レベルの国の行政機関（国家行政機関と上位レベルの人民委員会）に対しても責任を負う構造となっている。執行機関が、同レベルの人民評議会と上位レベルにある国の行政機関の双方に責任を負う関係は「二重の従属」と呼ばれる。これはソビエト型地方制度の原理の1つであり、「各行政機関が、自己の選出、任命母体と、上級レベルの機関との双方に従属する」（谷 1981：62）という特徴を持つ。この「二重の従属」が、「中央から地方への、あるいは上位レベルから下位レベルへの指導・監督がうまくいかない際の原因」（自治体国際化協会 2022：30）として指摘されている。

政府間の階統制は、人民委員会人事を通じても担保されている。各地方政府の人民委員会委員長・副委員長に対して、直上レベルの人民委員会委員長は選出・免職・罷免を承認する権限を有している。例えば、県レベルにある市社の人民委員会委員長・副委員長の選出にあたっては、省レベルの省人民委員会委員長の承認を受けなければならない（地方政権法22条2項）。くわえて、上位レベルの人民委員会委員長には、直下レベルの人民委員会委員長・副委員長の配置転換や業務停止、降格といった広範な人事権が与えられており、各地方レベル間の上下関係が明確化されている。なお、省レベルの人民委員会人事においては、首相の承認が必要とされている（政府組織法28条7項）。

3 ベトナムにおける地方分権の動向

(1) 地方分権と憲法改正

ア 行政改革としての地方分権

ベトナムにおける公式の地方分権は、1986年のドイモイによって始まったとされる（Vu 2016：188）。ドイモイの当初から、ベトナム共産党は地方分権

の必要性を認識しており、同年の第6回ベトナム共産党大会（以下、「党大会」という。）の決議にも明記された。地方分権は、ベトナム語で「phân công, phân cấp, phân quyền」（hierarchical division of labor, administrative decentralization, power devolution；職務の階統的分業、行政分権、権力委譲）と表現されるが、2000年代初頭までは主に行政分権のプロセスとしてすすめられてきた（Vu 2016：191-192）。地方分権には政治改革という側面もあるが、ベトナムでは主に行政改革¹⁰の一手段として推進されてきたのである。

ベトナムの本格的・包括的な行政改革は、国連開発計画（UNDP）の援助を受けて1993年から開始された。この改革で目指されたのは、「市場経済に適合する行政構造を造り上げることと、中央と地方の良好な関係を確立する」（自治体国際化協会 1998：32）ことであった。しかし、1990年代の行政改革は、「基本的な制度整備と部分的な改革の実施ないし試行の段階」（石塚 2012：139）であり、本格的な改革は2000年代から加速していくこととなる。

2000年代に入ると、行政改革は中央政府が策定するマスタープラン（計画期間：10年）に基づいてすすめられるようになる。地方分権も、そうした行政改革マスタープランのなかに位置づけられてきた。「2001～2010年の行政改革マスタープログラム」（第1次行政改革マスタープラン）は9つの総合的な目標を掲げ¹¹、その1つに「中央と地方、各地方行政組織レベルにおける分権化」が謳われていた。

このマスタープランは、政府組織法改正（2001年）、人民評議会・人民委員会組織法改正（2003年）、監査法制定（2004年）などに結実し、各機関の職務や機能の明確化が図られた（石塚 2012：145）。公共サービス提供という面では、教育と医療サービスが継続的に省レベルへ分権化された。社会経済開発計画（Socio-Economic Development Plan；

10 行政改革という文言が党大会の文書で初めて用いられたのは、1991年の第7回党大会である。ここで採択された経済・社会安定発展戦略では、「改革の重点は行政システムであり、その主たる内容は中央から基礎レベルまで、十分な権力、能力、効力を有する法執行、国家行政管理システムを構築する」（石塚 2012：138）ことが目指された。

11 「2001～2010年の行政改革マスタープログラム」は、2001年の第9回党大会で採択された新たな経済・社会発展戦略を踏まえたものである。①時代に見合った法制度の整備、②透明性が高く簡略化された行政手続きの構築、③各行政機関の機能・権限・責任の再定義、④政府組織の再編、⑤中央と地方、各地方行政組織レベルにおける分権化、⑥公務員の削減・質の向上、⑦給与改革、⑧財政構造改革、⑨行政システムの近代化、という9つの目標が掲げられている（自治体国際化協会 2007：28-29）。

SEDP) についても、各人民評議会が予算を調整・配分し、計画を策定する権限を 2003 年から与えられている。なお、2004 年からは、省人民評議会が社会経済開発、予算配分、防衛・安全保障、住民生活の分野で、上位機関から課された政策を受動的に実施する以外に、法規範文書を発行する¹²ことが認められている (Vu 2016 : 194)。2000 年代初頭の分権化は、地方政府への権限委譲や裁量拡大を意図したものであった。

イ 地方分権のジレンマ

2011 年の第 11 回党大会で採択された経済・社会発展戦略では、国家による効率的な管理を図るため、大規模な行政改革の必要性が提起された (三菱総合研究所 2020 : 87)。これを受けて策定された「2011 ~ 2020 年の行政改革マスタープラン」(第 2 次行政改革マスタープラン) では、5 つの総合的な目標が掲げられている¹³。その中には「透明性・効率性のある中央政府および地方政府の運営体制の構築」があり、「地方分権メカニズムの構築」が重点課題の 1 つとされている。(自治体国際化協会 2022 : 51-52)

この計画期間における最大の成果は、1992 年憲法の改正 (2013 年憲法の制定) である。現行の憲法である 2013 年憲法は、1992 年憲法と比較すると合理的で効果的な地方政府を組織し、運営能力・近接性を高め、独立的な責任体制を確立するという党の方針が具体化されている (Dam 2024 : 56)。そもそも「地方政府」という用語は、2013 年憲法で初めて言及されたものである。1992 年憲法以前は、人民評議会や人民委員会が地方の統治機構を指すものとして用いられていた。2013 年憲法では「地方政府」という用語を使用することで、中央政府との関係を明確にし、効果的に地方を管理することが意図されていた (Dam 2024 : 58)。なお、こうした方向性を具体化するため、2015 年には地方政権組織法 (2019 年改正) が制定されている。ここでは、3 つのレベル (省レベル・県レベル・村レベル) の地方政府を

規定し、それぞれ共通の任務と人民評議会・人民委員会の具体的な役割を定めることで、2 つの機関の共同責任の明確化を図っている (Dam 2024 : 58)。

憲法改正以降、ベトナムの地方分権は 2013 年憲法の規定を遵守しつつ、大きく 2 つの方向性ですめられている (Dam 2024 : 60)。第 1 は、地方分権と権限委譲メカニズムの強化・改善である。1986 年のドイモイ以降、地方分権は行政改革の主要なテーマの 1 つであったが、その潮流は今日においても変わっていない。第 2 は、国家行政システムの統一かつ首尾一貫した管理の確保である。中央政府の政策や方針を地方レベルまで貫徹させると言い換えてもよい。しかし、これら 2 つの方向性は、基本的に両立しがたいところがある。中央政府から見れば、分権による地方政府の権限や自律性の拡大は、国家政策の統一性を損ないかねず、地方政府に対する支配力の低下をもたらしからである (Vu 2016 : 188-189)。この 2 つの方向性を両立させるためには、中央政府による統制を維持した地方分権という二律背反な改革が求められるが、今日のベトナムは、これをどう実現しているのだろうか。

(2) 地方政府の行政合理化・効率化

ア 人民評議会の廃止

中央政府による地方の統一的な管理を確保しつつ、地方分権を推進することが、今日のベトナムの改革方針である。その方策として推進されているのが、地方政府の行政合理化・効率化である。現在進行している「2021 ~ 2030 年の行政改革マスタープラン」(第 3 次行政改革マスタープラン)においても、行政組織改革や手続き改革、デジタル化などが改善・改革事項として掲げられているのは (自治体国際化協会 2022 : 53-54)、その表れのように思われる。分権をすすめてつつ、中央政府の政策や方針を各地方レベルまで貫徹するために、国の機関たる地方政府 (行政) の効率的な政策実施を問題としたのである。そうすることで、地方分権の推進と中央政府による階層的・統一的な管理のバランスを図る試みがすす

12 日本でいえば自治体議会が定める条例や決議に近いものと思われる。ベトナムでは法令を「法規範文書」と呼ぶが、そこには法的な文書である決議や決定も含まれる。

13 ①社会主義型市場経済システムの完成、②行政手続きの平等化・透明化、③透明性・効率性のある中央政府および地方政府の運営体制の構築、④人権の擁護、⑤公務員の資質向上、という 5 つの目標である (自治体国際化協会 2022 : 51)。

められている。

その1つの事例として、中央直轄市のハノイ市、ダナン市、ホーチミン市で試験的に導入されている都市地方政府組織モデル（The Model of Organizing Urban Local Government）について検討してみたい。このモデルは、工業化・近代化のためには都市の発展が必要であるという考え方に基いて提唱された。具体的には、都市部の地方政府において、議会に相当する人民評議会を廃止し、その役割を人民委員会に移譲するものである。これにより、政策形成と実施を合理化し、組織の重複を減らすことで効率化を図ることが目指されている。

もともと、2008年の国会決議（第26/2008/QH12号）に基づいて、ホーチミン市を含む10の省・市の67県、32区、483街区で試行的に人民評議会が廃止されたことがあった（石塚 2020：48）。すでに論じたとおり、2013年憲法も地方政府はそれぞれの地域の特徴に応じて組織されるとして、人民評議会が必置であるかは含みのある規定となっているためである。その後、2015年に制定された地方政権組織法が「県・郡・区人民評議会を設置しない試験的实施を停止する」（142条2項）と定めたことから、この試行は2016年に中止されていた。

そこで国会は、2019年11月27日に「ハノイ市における都市地方政府モデルの試験組織に関する決議」（第97/2019/QH14号）を発出した。これを受けて、ハノイ市下にある12区とその下の175街区、ソントイ市社では、2021年7月1日から人民評議会を組織しないという都市地方政府パイロットモデルが実施されている（Dam 2024：60-61）。

2020年6月19日には「都市地方政府モデルの試験運用とダナン市の発展のためのいくつかの具体的なメカニズムと政策に関する決議」（第119/2020/QH14号）が、2020年11月16日には「ホーチミン市の都市地方政府の組織に関する決議」（第131/2020/QH14号）が発出された。これにより、ダナン市とホーチミン市の区以下の人民評議会が廃止されている。

都市部の地方政府では、都市インフラ（交通、住

宅、上下水道、廃棄物処理等）整備の遅れや、工業化・都市化の進展による環境汚染といった課題に直面している。これまでは、区・街区レベルでSEDP案を作成し、それぞれの人民評議会承認を得る必要があった。区以下の人民評議会の廃止によって、こうした手続きがなくなり、より迅速な計画作成・実施が可能になったという。なお、ホーチミン市では、組織の合理化に伴う人員削減や財政支出の抑制など行政の効率化が期待されており、5年間で約1兆2,000億ドン（約54億円、1ドン＝約0.0045円）の削減効果が見込まれている¹⁴。

他方で、人民評議会が廃止されたハノイ市、ダナン市、ホーチミン市における区以下の地方政府には、厳しい行財政運営が求められる。区以下の地方政府は予算提案権を持つものの、それぞれ上位レベルにある中央直轄市の承認を得る必要があり、行政運営に必要な予算を確保できるかは不透明なためである。

都市地方政府組織モデルは、議会に相当する人民評議会の廃止によって、人民委員会と委員長へ権限を集中させ、行政の政策形成・実施の一元化・効率化を意図している。行政改革を「減らす」「削る」と狭くとらえるならば、このモデルは「行政改革としての地方分権」「地方政府の行政合理化・効率化」の象徴的な取組みといえる。

イ 都市のなかの都市：トゥ・ドゥック市の誕生

もう1つの事例として、地方政府の再編・合併によるトゥ・ドゥック市の誕生に目を向けてみたい。ベトナムでは、ドイモイ初期から各レベルの地方政府（行政）の数が増加し、政府間で深刻な断片化が生じていた（Vu 2016：189）。1998年において、省レベルの地方政府の数は61、県レベルは600、村レベルが10,330であったが（自治体国際化協会 1998：34）、2005年にはそれぞれ64、681、10,876にまで増加している（自治体国際化協会 2007：11）。地方の行政単位の分割・細分化という動向は、2001年から推進されている行政改革マスタープランにおいても問題と認識されてい

14 日本貿易振興機構（JETRO）ホームページ「ホーチミン市、区議会などの廃止決定」（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/11/1c43423e50255676.html>）を参照（最終閲覧日：2024年10月28日）。

15 本決議の内容については、主に石塚（2020）を基にしている。

た。地方政府の細分化が行政コストを増加させ、地方分権のメリットを損なっていると考えられたためである（Vu 2016：205）。

そこで、党政治局は2018年12月に「県・村級行政単位の整理」に関する37号決議を発出した¹⁵。このなかでは、県～村レベルの行政単位の細分化が、資源の分散や浪費、計画の困難さなどの問題を引き起こし、経済社会発展の障害になっているとされた。そこで、2030年までにこれらのレベルの行政単位を整理することが目指されている。

こうした地方政府の再編・合理化を背景に、2021年1月に誕生したのが、トゥ・ドゥック市である。当市は、ホーチミン市東部の3つの区（第2区、第9区、トゥドゥック区）を合併して誕生した国内初の「中央直轄市に属する市」で、総面積は211.56 km²、人口は1,013,795人に達する（Pham & Bui 2024：825）。「中央直轄市に属する市」は、2015年の地方政権組織法で新設されたもので、2013年憲法の「中央直轄都市は、郡、県、市社及び同等の行政単位に分割される」（110条1項）という規定を踏まえたものである。なお、政治・行政機構としては人民評議会と人民委員会が設置されている。

トゥ・ドゥック市は、ホーチミンという市のなかにあるという特徴的な形態であり、「都市のなかの都市（City-inside-city）」というアイデアに基づくものである。これは、インダストリー4.0¹⁶のなかで、ホーチミン市と南部の主要経済圏から急速な発展を促進し、この地域を新たな成長の「中心」「中核」に変えるモデルとされる（Phan & Nguyen 2021：309）。もともと、この地域にはサイゴンハイテクパークというハイテク産業拠点があり、多くの国際的なテクノロジー企業が進出していた。高等教育機関や科学技術研究センター（ベトナム国家大学ホーチミン市校、ホーチミン市農林大学など）も存在している（Phan & Nguyen 2021：310）。こうしたホーチミン市東部の3つの区を合併することで、行政の効率化や資源の最適化を図り、ホーチミン市の地域内総生産

（GRDP）の3分の1、ベトナムの国内総生産（GDP）の7%を占めることが期待されている。

なお、2025年1月1日には、中央直轄市であるハイフォン市のなかにトゥイグエン市というが誕生した。トゥ・ドゥック市に次いで、2つ目の中央直轄市に属する市である。「都市のなかの都市」というモデルは、今後も他の中央直轄市へ波及していく可能性がある。

4 おわりに

ここまで本稿では、ベトナムの地方制度について概観し、地方分権の動向について検討をおこなってきた。ドイモイ以降のベトナムにおいて、地方分権や行政改革は重要な政策課題であった。地方分権改革は、地方政府の権限や裁量拡大をもたらし、その能力向上も期待される（Simon 1997）。著しい経済発展にともなう地域課題の解決には、地方政府の能力向上なしでは対応が困難だからである。

他方で、ベトナムにおける地方分権の推進は、国家行政システムの統一的な管理との摩擦を内包している。そこで、処方箋として追求されてきたのが「行政改革としての地方分権」である。とりわけ、2013年憲法の制定以降は、中央政府からの権限移譲だけでなく、それを実施する地方政府や行政そのもののあり方が政策課題の俎上に上がっている。

地方分権改革の進展は、中央政府による統一的な管理を困難にする。分権化を図りながら、中央政府の政策や方針を地方まで貫徹するためには、それを実施する地方政府の体制整備が求められる。国の機関たる地方政府の行政合理化・効率化を課題とすることで、国家政策の統一的な実施や管理とのバランスを図ろうとするのが、ベトナムにおける地方分権の潮流である。本稿で言及した人民評議会の廃止や地方政府の再編は、地方政府の行政合理化・効率化の象徴的な例であろう。しかし、こうした改革方策は民主制とは緊張をはらむものでもある。こうした改革の方向が、今後どのように進展していくのか注視していく必要がある。

なお、本稿では紙幅の関係で党と地方政府の関係

16 「インダストリー4.0」とは「第4次産業革命」という意味合いを持つ名称である。水力・蒸気機関を活用した機械製造設備が導入された第1次産業革命、石油と電力を活用した大量生産が始まった第2次産業革命、IT技術を活用し出した第3次産業革命に続く歴史的な変化として位置付けられている（総務省2018：143）。

についてはほとんど触れることができなかった。地方政府の人民委員会委員や人民評議会議員は、同時に当該地方レベルの党の幹部であることが一般的である。こうした党と地方政府の関係については、稿をあらためて検討することとしたい。

参考文献

<日本語文献>

- 磯崎初仁・金井利之・伊藤正次（2020）『ホーンブック 地方自治 [新版]』北樹出版
- 石塚二葉（2012）「ベトナムの行政改革の現状と課題」寺本実編『転換期のベトナム：第11回党大会、工業国への新たな選択』アジア経済研究所、pp.137-165
- 石塚二葉（2020）「ベトナムの地方制度と省級人民評議会：地方議会選挙の機能に関する予備的考察」山田紀彦編『「権威主義体制下の地方議会選挙研究会中間成果」調査研究報告書』アジア経済研究所、pp.39-59
- 今村都南雄（1995）「政府体系研究の意義」中央大学社会科学研究所研究チーム編『中央大学社会科学研究所研究報告(16)』中央大学社会科学研究所、pp.1-8
- 遠藤聡（2005）「ベトナム：行政改革の動向：地方行政を中心にして」『外国の立法：立法情報・翻訳・解説』226号、pp.161-170
- 齋藤友之・佐藤進（1998）「ベトナム」森田朗編『アジアの地方制度』東京大学出版会、pp.225-247
- 自治体国際化協会（1998）「ベトナムの地方制度 CLAIR REPORT 169号」
- 自治体国際化協会（2007）「ASEAN 諸国の地方行政（改訂版）ベトナム社会主義共和国編」
- 自治体国際化協会（2022）「ベトナムの地方自治 令和3年度（2021年）改訂版」
- 白石昌也編著（2000）『ベトナムの国家機構』明石書店
- 総務省（2004）『ベトナムの行政』総務省大臣官房企画課
- 総務省（2018）「情報通信白書平成30年版」
- 谷聖美（1981）「ソ連における地方自治：その予備的考察」『岡山大学法學會雑誌』31巻2号、pp.51-80

- 寺本実（2010）「ベトナムの国家機構改革：県、郡人民評議会不組織試行の論理背景」『アジア研ワールド・トレンド』182号、pp.38-45
- 坪井善明（2000）「ヴェトナムにおける行政改革」『早稲田政治経済学雑誌』341号、pp.182-205
- 坪井善明（2002）『ヴェトナム現代政治』東京大学出版会
- 野本啓介（2000）「地方行政組織」白石昌也編著『ベトナムの国家機構』明石書店、pp.249-267
- 三菱総合研究所（2020）「令和元年度 東南アジア 諸国における行政通則法制度に関する調査研究報告書」

<外国語文献>

- Dam Bich Hien（2014）“Building Effective and Efficient Local Government under the Spirit of the 2013 Constitution”, *Journal of Science and Technology*, Vol.7, No.1, pp.55-66.
- Nguyen Van Son（2024）“Research on Local Self-Government in Vietnam”, *International Journal of Social Sciences and Management Review*, Vol.7, Issue5, pp.499-505.
- General Statistics Office（2024）*Statistical Yearbook of Viet Nam 2023*, Statistical Publishing House.
- Pham Dinh Kien & Bui Tuan Anh（2024）“Decentralization and Decentralization of Powers for Special Urban Areas in Socio-Economic Management: Case Study of Thu Duc City and Ho Chi Minh City”, *International Journal of Advanced Multidisciplinary Research and Studies*, Vol.4, No.2, pp.824-831.
- Phan Thi Hong Xuan & Nguyen Minh Nhut（2021）“Suggestion from Experience of Some Asian Countries Regarding “City-inside City” : A Case Study of Thu Duc City of Ho Chi Minh City”, *Advances in Economics, Business and Management Research*, Vol.180, pp.308-313.
- Pham Van Diem（1998）“Local Government and Country: Development in Vietnam”, *Comparative studies of public administration*, Vol.7, pp.127-136.
- Simon,H.A.（1997）*Administrative Behavior 4th*

Edition, Free Press.

Tan Trung Nguyen Quoc (2018) “Vietnam, Decentralization and its Prospect in Ho Chi Minh City”, *Specialty Journal of Politics and Law*, Vol.3(4), pp.100-113.

Vu Thanh Tu Anh (2016) “Vietnam : Decentralization Amidst Fragmentation”, *Journal of Southeast Asian Economies*, Vol. 33, No.2, pp.188-208.

<ホームページ>

国際協力機構（JICA）ホームページ「ベトナム六法」https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/vietnam/1547531_2071.html（最終閲覧日：2024年10月28日）

日本貿易振興機構（JETRO）ホームページ「ホーチミン市、区議会などの廃止決定」<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/11/1c43423e50255676.html>（最終閲覧日：2024年10月28日）。

IMF「World Economic Outlook Database, October 2024」<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2024/October>（最終閲覧日：2024年12月20日）

VietBiz ホームページ「ベトナム政府は、ベトナムの5つの都市を中央直轄都市に認定予定」https://vietbiz.jp/vn__urban-development_240909/（最終閲覧日：2024年11月15日）